

平成 30 年度 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
(不特定多数の者対象) 開催要項

1. 目的

改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和 62 年法律第 30 号) により、登録喀痰吸引等研修を実施することにより、施設や地域で暮らす高齢者等に対し、喀痰吸引等業務を提供できる介護職員を養成する。

2. 実施主体

社会福祉法人 恭生会 総合介護福祉施設 和朗園

3. 協力機関

社会福祉法人 恭生会 在宅複合型老人介護施設 天兆園
株式会社光真 介護付有料老人ホーム みやの楽々園
医療法人東和会 介護老人保健施設サンガピア館

4. 研修内容

不特定多数の者を対象とし、実施できる特定の範囲が以下のもの

研修体系	実施する行為の種類
第 1 号研修	①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
第 2 号研修	①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 上記①から⑤のうち任意の行為

※第 1 号、第 2 号研修とも人工呼吸器装着者除く

5. 研修日程・会場

日程：別紙「平成 30 年度介護職員等による喀痰吸引等の研修カリキュラム」のとおり

7/2 (月)、7/9 (月)、7/17 (火)、7/23 (月)、7/30 (月)

8/6 (月)、8/13 (月)、8/20 (月)

9/3 (月)、9/7 (金)、9/10 (月)、9/14 (金)、9/19 (水)

予備日 8/27 (月)、9/18 (月)、9/26 (水)

会場：総合介護福祉施設 和朗園 1 階介護者教育室

6. 受講対象者（以下のすべてに該当すること）
- ・入所系、訪問系、通所系サービス事業所で勤務する介護福祉士であって、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者
 - ・施設長が推薦した者であること（個人での申し込みは不可）
 - ・研修課程を全て受講できる者であること
7. 受講定員
- 12名
8. 受講料
- 78,000円（テキスト代2,160円含む）
- ※受講決定の際に振込み指定口座・振込み指定日をお知らせします。
- ※テキストは中央法規出版刊『改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』を使用。研修初日に配布します。
9. 申し込み方法
- 社会福祉法人 恭生会 総合介護福祉施設和朗園 ホームページ
(<http://www.kyousei-fukushi.or.jp>) より、開催要項及び申込書類様式 1-①～1-⑧をダウンロードして下さい。
- (1) 「様式 1-② 実地研修体制確認シート」にて、研修要件をご確認下さい。
- (2) 下記の書類について、必要事項の記入・押印、必要書類を添付し、「様式 1-① 提出書類一覧表」「様式 1-② 実地研修体制確認シート」と共に、郵送にてお申し込み下さい。
- ・様式 1-① 提出書類一覧表
 - ・様式 1-② 実地研修体制確認シート
 - ・様式 1-③ 研修受講申込書
 - ・様式 1-④ 実地研修 実施機関承諾書
 - ・様式 1-⑤ 実地研修 実施計画書
 - ・様式 1-⑥ 研修講師履歴書
 - ・様式 1-⑦ 講師就任承諾書
 - ・様式 1-⑧ 実地研修における注意事項確認書
 - ・添付書類 1 指導者養成研修修了証明書（不特定多数の者対象）
または、医療的ケア教員講習会修了証の写し
 - ・添付書類 2 研修講師の資格免許（医師・看護師免許等）
10. 申し込み締切日

平成30年6月12日（火）消印有効

11. 受講決定について

受講の可否、受講料振込み先等は、後日送付する受講決定通知書でお知らせします。
（6月13日頃に送付予定）なお、定員を超える申し込みがあった場合、受講申込書の記載内容などを参考にし、優先順位をつけ、受講者を決定します。

12. 修了証書の交付について

研修の全課程を修了された方に対して研修修了証書を交付します。遅刻、早退、欠席などにより全日程修了できない場合は修了証書を交付できません。

※修了証書のみではケアは実施できません。修了後、大阪府に認定特定行為従事者の登録をする必要があります。（詳細は大阪府の担当課ホームページ等をご確認下さい。）

13. 個人情報の取り扱いについて

本研修の申込者に関わる個人情報につきましては、個人情報保護等の規定に沿い適正な管理を行い、本研修実施に関する業務以外に使用することはありません。

【研修に関するお問い合わせ】

社会福祉法人恭生会 総合介護福祉施設和朗園

喀痰吸引研修担当

電話 072-660-3600 Fax 072-660-3601